新旧対照表

《 Apple Pay モバイルペイメント規定(JCB ブランド会員様用)》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
頭書	頭書	
■□■ 必ずお読みください ■□■ ・特定加盟店(セブン-イレブン、イトーヨーカ ドー)でご利用いただいた場合に、提供され るポイント・割引などの優遇サービスが受け られません。 ・店舗でご利用の場合は「QUICPay(クイックペ イ)」で支払う旨を店員へお伝えください。	■□■ 必ずお読みください ■□■ ・ <mark>本規定に基づくサービスを</mark> ご利用 <u>の</u> 場合 <u>は</u> 、ポイント・割引などの優遇サービス <u>を</u> 受け <u>る</u> ことはできません。 ・店舗でご利用の場合は「QUICPay(クイックペイ)」でお支払の旨、店員へお伝えください。	【改定】 書きぶりの修正 及び並び替え
詳細は以下の Apple Pay モバイルペイメント規定をよくお読みください。	 ・本規定に基づくサービスのご利用に関する詳細は、以下の各条項に記載の内容をよくお読みください。 ・本規定は、株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」という。)のWEBサイト(URL: https://www.7card.co.jp/)においても公表しており、当該サイトからダウンロードいただけます。本規定に基づくサービスを申し込まれる会員の方または利用者の方は、当社および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)のWEBサイトもご参照ください。※ご利用方法等についての説明もございます。 	
本規定は、当社の WEB サイト (URL: https://www.7card.co.jp/) においても公表しており、当該サイトからダウンロードすることが可能です。本サービスを申し込まれる会員の方、および利用者の方は、当社および JCB のWEB サイトもご参照ください。※ご利用方法等についての説明もございます。		【改定】 頭書へ移動
第1章 総則 第1条(目的等) 2.本規定に定めのない事項については、会員規 約が適用されるものとします。また、本サー ビスの提供を受けた場合でも、会員が本件工 バイル端末を用いずにカード決済を行う場 合については、本規定は適用されず、引き続 き会員規約およびその他の付属規定のみが 適用されるものとし、特に手続きを要するこ となく、引き続き、指定カードを利用するこ とができます。	第1章 総則 第1条(目的等) 2.本規定に定めのない事項については、会員規 約が適用されるものとします。また、本サー ビスの提供を受けた場合でも、会員が <u>トーク</u> <u>ン番号</u> を用いずにカード決済を行う場合に ついては、本規定は適用されず、引き続き会 員規約およびその他の付属規定のみが適用 されるものとし、特に手続きを要することな く、引き続き、指定カードを利用することが できます。	【改定】 システム設定変 更に伴う修正
3.利用者は、本規定にかかわらず、当社が別途 公表した日以降に、JCB Contactless 加盟店 においてショッピング利用ができます。	〈削除〉	
4.利用者は、本規定にかかわらず、当社が別途	 <u>3</u> .利用者は、本規定にかかわらず、当社が別途	

公表した日以降に、金融サービスの利用ができます。

公表した日以降に、金融サービスの利用ができます。

第2条 (用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次の とおりです。本規定において特に定めのない用 語については、会員規約におけるのと同様の意 味を有します。

(3) 「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約(当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。

〈新設〉

- (4) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。
- (5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル 端末を用いてカード決済を行った場合に、 ショッピング利用代金等を支払うためのカ ードとして、本契約を申し込む会員が指定 した JCB ブランドカードをいいます
- (6)「本件モバイル端末」とは、利用者が本サー ビスの提供を受けるために使用する指定モ バイル端末をいいます。
- (7)「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同の指定カードを用いてカード決済を行う場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。
- (8)「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。)が単独または提携 するカード発行会社と共に運営する IC チ ップを用いた非接触式決済システムのサー ビス名称をいいます。

第2条 (用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

- (3) 「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約(当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることや AppleID 紐付け(第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。)ができるサービスをいいます。
- (4)「AppleID」とは、利用者が Apple 社の提供 するサービスを利用する際に使用するアカ ウントをいいます。
- (5) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。
- (6)「指定カード」とは、利用者が Apple Pay を 用いてカード決済を行った場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定した JCB ブランドカードをいいます。
- (7)「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
- (8)「トークン番号」とは、利用者が Apple Pay を使用して指定カードによるショッピング 利用を行う場合、または金融サービスの提 供を受ける場合にのみ使用することが可能 な番号であって、指定カードごとに、かつ本 件モバイル端末ごとに利用者に発行される 番号をいいます。なお、利用者が同一の指定 カードを用いてカード決済を行う場合であ っても、利用者が本契約を新たに締結する 都度、また新たな本件モバイル端末を用い る都度、異なるトークン番号が発行されま す。ただし、利用者が AppleID 紐付けを行 った場合、利用者が本件モバイル端末とは 異なる端末を用いて AppleID を利用した決 済を行う場合にも同一のトークン番号が使 用されます。
- (9)「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。)が単独または提携 するカード発行会社と共に運営する IC チ ップを用いた非接触式決済システムのサー ビス名称をいいます。

【改定】

システム設定変更に伴う修正

- (9)「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。
- (10)「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示して いる加盟店をいいます。
- (11)「JCB Contactless」とは、JCB が 運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
- (12)「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる 加盟店をいいます。

- (10)「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。
- (11)「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。
- (12)「JCB Contactless」とは、JCB が 運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。 なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
- (<u>13</u>)「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる 加盟店をいいます。

第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)

2.利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これらに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。本契約の有効期間中に利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に第16条第2項に従い本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)

2.利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これらに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。本契約の有効期間中に利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に第16条第2項に従い本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

【改定】

システム設定変 更に伴う修正

第2章 個人情報の取扱い 第7条(個人情報の収集、保有、利用) (個人情報の収集、保有、利用) 第2章 個人情報の取扱い

第7条(個人情報の収集、保有、利用)

【改定】 誤記の修正

第10条(ショッピング利用)

4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。

第10条(ショッピング利用)

4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合に は、利用者が加盟店と事前に合意することに より、当該加盟店に対して継続的に発生する 債務について、都度モバイル端末認証を行う ことなく、本サービスを利用することができ る場合があります。この場合、利用者が加盟 店との間で取引の予約等を行い、当該取引が 成立した場合の決済手段として本サービス を指定すると、当該指定後に利用者が本件ア プリケーションから指定カードの登録を抹 消し、第16条第2項に基づき本契約を中途 解約したとしても、その後に当該取引が成立 したときは、本サービスにより決済される場 合があります。この場合、当該取引に関して は、引き続き本規定が有効に適用され、利用 者は会員規約および本規定に基づき、当社ま たは JCB に対する支払義務を負うものとし

【改定】

システム設定変 更に伴う修正

	<u>ます。</u>	
	第 10 条の 2(AppleID 紐付け)	【改定】
	1.利用者は、第1条第1項 および前条各項にか	システム設定変
	かわらず、Apple 社所定の方法により、	更に伴う修正
	AppleID を利用した場合の支払方法として、)
	Apple Pay を指定すること(以下「AppleID	
	紐付け」という。)ができます。利用者が	
	AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐	
	付けを行った Apple Pay による決済が選択さ	
	れると、本件モバイル端末を使用したか否か	
	ます。この場合、前条第5項および第6項が	
	準用されます。	
	利用して決済を行う場合の認証方法は、前条	
	にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、	
	AppleID を利用する場合の認証方法となり	
	<u>ます。AppleID</u> 紐付けを行った利用者は、	
〈新設〉	AppleID のパスワード等を他人に知られな	
	いように善良なる管理者の注意をもって設	
	定および管理するものとします。本条に基づ	
	<u>き本サービスが利用された場合、その利用は</u>	
	利用者本人によるものと推定します。_	
	3.利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その	
	後に利用者が本件アプリケーションから指	
	定カードの登録を抹消しても、それに加え	
	て、利用者が Apple 社所定の方法により、自	
	己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限	
	り、引き続き、前二項が有効に適用されます。	
	また、利用者が Apple 社所定の方法による	
	AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本	
	条第1項に基づく決済が行われた場合、利用	
	者が第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解 約した後の決済であったとしても、引き続き	
	本規定が有効に適用され、利用者は会員規約	
	および本規定に基づき、当社は JCB に対す	
	る支払義務を負うものとします。	
	<u> </u>	
第11条(支払区分)	 第 11 条(支払区分)	【改定】
1.前条第1項①および②の加盟店においては、	1. 第 10 条第 1 項①および②の加盟店において	条数の変更
会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟	は、会員規約の定めにかかわらず、利用者が	
店の店頭において指定できるショッピング	加盟店の店頭において指定できるショッピ	
利用代金の支払区分はショッピング1回払い	ング利用代金の支払区分はショッピング1回	
のみとなります。ただし、利用者は、当社が	払いのみとなります。ただし、利用者は、当	
認めた場合、会員規約第 21 条第 2 項(ショ	社が認めた場合、会員規約第21条第2項(シ	
ッピング利用代金の支払区分)の定めに従	ョッピング利用代金の支払区分)の定めに従	
い、ショッピングリボ払い、またはショッピ	い、ショッピングリボ払い、またはショッピ	
ング分割払いに指定することができます。	ング分割払いに指定することができます。	
2.前条第1項③および④ の加盟店においては、	2. <u>第 10</u> 条第 1 項③および④ の加盟店において	
会員規約第 22 条第 1 項(ショッピング利用	は、会員規約第 22 条第 1 項(ショッピング	
代金の支払区分) および会員規約第 16 条第	利用代金の支払区分)および会員規約第16条	

5項(利用可能な金額)が適用されます。

第5項(利用可能な金額)が適用されます。

第4章 その他

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難)

- 1.本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他 人に本サービスを利用された場合には、その 利用代金は本会員の負担とします。この場 合、会員規約第37条第2項(カードの紛失、 盗難による責任の区分)の適用はありませ ん。
- 2.利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気 付いた場合には、直ちに、次の①および②の 措置をとるものとします。
 - ①当社に対する届出
 - ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施

第4章 その他

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難)

- 1.利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の①および②の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に②の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。
 - ①当社または JCB に対する届出
 - ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
- 2.本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他 人に本サービスを利用された場合には、その 利用代金は本会員の負担とします。
- 3.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに当社またはJCB所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、利用者に対して当社が通知を受けた日の60日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1)利用者が第 6 条第 1 項から第 4 項のいず れかに違反したとき
 - (2)利用者が本条第1項に違反したとき
 - (3)利用者の家族、親族、同居人等、利用者の 関係者が本サービスを利用したとき(これ らの関係者が本サービスを利用したこと について、利用者に故意または過失がある か否かを問いません。)
 - (4)利用者またはその法定代理人の故意もし くは重大な過失または法令違反によって 紛失、盗難が生じたとき
 - (5)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
 - (6)利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
 - (7)本サービスの利用の際、本パスコードまた は第6条第4項に定める生体認証機能が 使用されたとき(ただし、本パスコードの 管理について利用者に故意または過失が ない場合を除く。)

【改定】

明確化のため

- (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
- (9)その他本規定または会員規約等に違反し <u>ている状況において紛失、盗難が生じたと</u> き
- 4.当社または JCB は、社会の状況、モバイル端末、IT 技術、IT サービス等の環境の変化、当社または JCB の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、当社またはJCB は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、第 20 条に定める方法で改定につき周知します。